

山形県市町村職員退職手当組合の概要

令和6年10月

1 設立

昭和35年10月1日（36町村 4一部事務組合）

2 設立目的

組合市町村の財政の安定と職員の福祉増進を確立するため、全組合市町村相互共済による共同事務処理方式として山形県市町村職員退職手当組合（地方自治法第284条の規定による一部事務組合）を設立

3 共同処理する事務

組合市町村の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当に関する事務並びに市町村職員等の資質向上のための財団法人の設立に関する事務

4 現構成団体

9市 22町村 13一部事務組合

（山形市 米沢市 酒田市 天童市の4市 及び4市関係一部事務組合を除く）

山形県市町村職員退職手当組合は、平成11年8月に置賜広域病院組合【現、置賜広域病院企業団】（山形県外2市2町で組織）が加入したことにより、県が加入する一部事務組合とみなされているため、規約変更は総務大臣の許可が必要である

5 組合加入職員数

（令和6年4月1日現在）

（令和5年4月1日現在）

特別職	98 名	特別職	96 名
一般職	9,662 名	一般職	9,563 名
合計	9,760 名	合計	9,659 名

6 負担金

（1）普通負担金（毎月月末納期）

給料月額に次の負担金率を乗じて求められる額を納付するもの

普通負担金率

医療職給料表適用職員及び医師 1000分の120

その他の職員（特別職も含む） 1000分の170

※ 平成27年度から負担金納入超過が一定水準を超えた団体の負担金率を千分の5単位で軽減

（2）調整特別負担金（毎年度3月25日納期）

納付した負担金総額から支給された退職手当総額を差引いた額が、一定の基準に達していないとき納付するもの。組合市町村が希望する額を加算して納付することができる。

平成23年度からは、普通負担金に上乗せして納付する方法も組合市町村が希望すれば選択可能。

7 令和5年度退職手当支給状況

退職手当支給条例の一般職に係る規定は、国の示す準則に基づくものである

特別職	18 名	275,566,989 円
一般職	303 名	2,579,625,439 円
合 計	321 名	2,855,192,428 円

8 令和6年度当初予算規模

6,204,026,000 円

9 組合役員・議員

令和 7年3月1日現在

役 員 氏 名	組 合 役 職
東 根 市 長 土 田 正 剛	組 合 長
大 蔵 村 長 加 藤 正 美	副 組 合 長
村 山 市 長 志 布 隆 夫	監 査 委 員 (識見)
南 陽 市 長 白 岩 孝 夫	監 査 委 員 (議員)
真室川町長 新 田 隆 治	議 長
金 山 町 長 佐 藤 英 司	副 議 長
新 庄 市 長 山 科 朝 則	議 員
上 山 市 長 山 本 幸 靖	議 員
西 川 町 菅 野 大 志	議 員
大 石 田 町 庄 司 中	議 員
高 畠 町 長 高 梨 忠 博	議 員
飯 豊 町 長 嵐 正 人	議 員
庄 内 町 長 富 樫 透	議 員

10 事務局

職 員 4 人

所在地 山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館内

電話番号 023-631-0650

F A X 023-625-4530

ホームページ <http://www.yamagata-taite.jp/>

メールアドレス jimukyoku@yamagata-taite.jp